

奈良県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笹堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年六月七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 弘孝	葛城市笹堂一―一二
〃	吉川 祐司	〃 二五七―一
〃	西井 義次	〃 六一―
〃	西岡 秀信	〃 四四九―一
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	高橋 三夫	〃 二四九―三
〃	高橋 政博	〃 三一―
監事	堀川 雅樹	〃 五七二
〃	小走 善宣	〃 五六〇―一
〃	杉本 博教	〃 四八〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高橋 三夫	葛城市笹堂二四九―三
〃	吉川 弘孝	〃 一―一二
〃	高橋 政博	〃 三一―
〃	堀川 雅樹	〃 五七二
〃	高橋 靖	〃 五二五
〃	西井 義次	〃 六一―
〃	高橋 達矢	〃 五七四
監事	小走 善宣	〃 五六〇―一
〃	杉本 博教	〃 四八〇
〃	飯田 和佐子	〃 九―二